

● 「札幌市子どもの権利条例検討会議」の設置について

札幌市では、市民と一体となって子どもの権利の保障を推進する社会を目指し、「(仮称)札幌市子どもの権利条例」の制定に向け「札幌市子どもの権利条例検討会議」を設置します。

同条例案は、平成19年第1回定例市議会において否決という結果になり、札幌市では、条例の制定について、さらに市民の理解を深めるための取り組みを積極的に進めているところです。

この検討会議においては、より実効性のある条例とするため、いじめなどの権利の侵害から子どもを救済するための制度のあり方を中心に、条例全体について議論を深めます。

1 審議事項

- (1) 救済制度の基本的な枠組みに関する事項
- (2) 救済制度を含めた条例全体に関する事項

2 委員就任予定者

法学、臨床心理学の学識経験者のほか、弁護士、人権関係者、学校・PTA関係者、民生委員・児童委員、NPO関係者、さらには、公募の市民を含めた合計12人の委員で構成する予定です。

(五十音順)

氏名	職業等
あべ ちえみ 阿部 智恵美	公募委員
あまや かずお 天谷 一男	札幌市PTA協議会 会長
いちかわ けいこ 市川 啓子	札幌学院大学人文学部 教授
いとう まきこ 伊東 牧子	公募委員
いまがわ たみお 今川 民雄	NPO法人チャイルドラインさっぽろ 代表理事
うえむら としみ 植村 敏視	札幌市立中央中学校 校長
きむら はつえ 木村 初江	中央区東地区民生委員児童委員協議会 会長
すずき まさゆき 鈴木 眞行	札幌市立白楊小学校 校長
たかはし つかさ 高橋 司	高橋・日浦法律事務所 弁護士
ちば たかし 千葉 卓	北海学園大学法学部 教授
やしろ まゆみ 八代 眞由美	札幌人権擁護委員協議会 常務委員 河谷泰昌法律事務所 弁護士
わたなべ まおと 渡辺 真央人	公募委員

3 委嘱状交付式および第1回会議

- (1) 日時 平成19年8月27日(月)午後5時30分～
- (2) 場所 市本庁舎12階1～3号会議室(中央区北1西2)
- (3) 会議内容予定
 - ア 委嘱状交付
 - イ 議事
 - ・ 座長、副座長の互選
 - ・ 検討会議に関する確認事項
 - ・ 今後のスケジュールの検討 ほか
 - ウ 閉会

4 これまでの経緯・主な取り組み

年 月	経緯・主な取り組み
平成15年7月	施政方針「さっぽろ元気ビジョン」発表 広く市民議論を高めながら、子どもの権利条例の制定に取り組むことを明記。
平成17年4月	「札幌市子どもの権利条例制定検討委員会」発足 高校生委員、公募の市民を含む25人の委員で構成。以後、検討委員会において、懇談会、出向き調査、アンケート調査等を実施し、平成18年5月に、条例に盛り込むべき項目などをまとめた「最終答申書」を作成。
平成18年2月	「札幌市子どもの権利条例子ども委員会」発足 小学生から高校生までの32人の委員で構成。「子どもにとって大切な権利」などを議論し、同年7月に札幌市に提案。
平成18年7月	条例素案に対するパブリックコメントを実施 検討委員会の最終答申書を踏まえて策定した条例素案に対して、大人、子どもを合わせて、3,504人の市民から意見が寄せられる。
平成19年2月	「札幌市子どもの権利に関する条例案」を議会へ提案 パブリックコメントに寄せられた意見などを踏まえ条例案を作成したが、市議会での審議の結果、賛成少数により否決となる。
平成19年6月	施政方針「さっぽろ元気ビジョン 第2ステージ」発表 子どもの権利条例の早期制定を目指すことを明記。
平成19年7月	条例制定に向けてのパンフレット「子どもの笑顔が輝くまちに」を作製 条例を制定する目的、子どもの権利についてのよくある質問などを、イラストを用いて分かりやすくまとめた。

問い合わせ先

子ども未来局子どもの権利推進課 伊藤、田中

電話 211-2942

札幌市子どもの権利条例検討会議設置要綱

平成19年（2007年）7月24日

子ども未来局長決裁

（目的及び設置）

第1条 本市が制定を目指す（仮称）子どもの権利条例（以下「条例」という。）について、権利の侵害から子どもを救済するための制度（以下「救済制度」という。）のあり方などを審議することを目的として、札幌市子どもの権利条例検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（審議事項）

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 救済制度の基本的な枠組みに関する事項。
- (2) 救済制度を含めた条例全体に関する事項。
- (3) その他市長が検討会議において行うことを必要と認めた事項。

（組織）

第3条 検討会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委嘱日から答申書を市長に提出するまでとする。

（座長及び副座長）

第5条 検討会議に座長及び副座長を各1人置き、委員の互選により選出する。

- 2 座長は、検討会議を代表し、会務を総括する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 検討会議は、必要の都度座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 検討会議の意思の決定は、合議により行う。ただし、合議によりがたい場

合には、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

5 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

6 検討会議は、これを公開する。ただし、検討会議において公開を相当でないとする場合は、その限りではない。

(謝礼)

第7条 会議の出席に対する委員の謝礼は、1回あたり12,500円とする。

(事務局)

第8条 検討会議の事務局は、子ども未来局子ども育成部子どもの権利推進課及び教育委員会学校教育部指導担当課に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会議に関し必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。